







2月5日(月)~3月15日(金)

申告に関するご相談、お問い合わせ 税務課市税係 ☎62-1116

※申告相談期間中は、担当職員が申告会場に出向いているため、電話でのお問い合わせに即答できない場合があります。

令和5年1月1日から12月31日までに生じた収入や控除について申告していただくものです。また、この申告内 容は令和6年度市・県民税に反映され、通知書等の発送は、給与特別徴収対象者へ令和6年5月中旬、普通徴収対象 者および年金特別徴収者へは令和6年6月上旬を予定しています。

なお、未申告の場合、所得証明書等の税に関する証明書の交付が受けられないほか、国民健康保険税、後期高齢者 医療保険料、介護保険料等の算定や各種行政サービスにおいて、不利益が生じる場合があります。

感染症等の予防対策として、申告会場ではマスクの着用にご協力ください。

申告が必要な方

令和6年1月1日現在、北秋田市にお住まいで次の①から ⑤のいずれかにあてはまる方

- ①営業、農業、不動産 (小作料など)、山林、譲渡、配当、 一時所得(保険金など)、雑所得(個人年金など)などの 所得があった方
- ※譲渡所得がある方で、収用等による特別控除の適用により 譲渡所得が生じない場合でも、個人住民税の均等割の課税 判定、国民健康保険税等の軽減判定、扶養控除の可否判定 は特別控除前の合計所得金額で行うため申告が必要です。
- ②給与所得者で次のいずれかにあてはまる方
- ▽給与以外の所得がある方
- ▽勤務先で年末調整をしていない方
- ▽医療費控除、扶養控除(源泉徴収票に記載がなく追加する場 合)、寄附金控除、住宅ローン控除(初年度は必ず申告が必要) など各種控除を受ける方
- ③公的年金等受給者で次にあてはまる方
- ▽年金以外の所得がある方
- ▽生命保険料控除、地震保険料控除、医療費控除、扶養控除 (源泉徴収票に記載がなく追加する場合) など各種控除を 受ける方
- ④無収入または非課税収入(遺族年金、障害年金、失業保険 など) のある方で次のいずれかにあてはまる方
- ▽国民健康保険、後期高齢者医療保険、介護保険に加入して いる方または加入予定の方
- ▽福祉、保育、教育関係や公営住宅など各種行政サービスの 手続きにより申告が必要な方
- ▽税に関する証明書の発行が必要な方
- ⑤災害等により雑損控除を申告する方

災害等によって、住宅や家財等に損害を受けた時は、保険 金等により補てんされる金額を除く損害金額等について、 所得控除を受けることができます。

申告する必要のない方 ①から④のいずれかにあてはまる方

- ①税務署等で所得税の確定申告をされる方
- ②給与以外の所得がなく、職場で年末調整をしている方 ③公的年金等以外の所得がなく、各種控除を受けない方
- ④本市に居住している親族の税法上の扶養親族となっている方

マイナンバーカードまたは番号確認書類が必要です

申告の際は、マイナンバーが分かるものが必要です。次の いずれかをご持参ください。扶養控除適用者および事業専従 者がいる場合は、その方の分も必要です。

- ・マイナンバーカード
- ・マイナンバーが確認できる書類および身元確認書類

申告相談を円滑に行うためのお願い

会場は大変混み合いますので、次のことにご協力ください。

- ▼医療費控除の申告には次のいずれかをご持参ください
- ・医療費のお知らせ
- ・「個人ごと」および「医療機関ごと」に集計した医療費控 除の明細書(任意様式可)および領収書
- ※集計をされていない方は、ご自身で集計後に相談となりま す。詳しくは市ホームページをご覧ください。
- ※インフルエンザ等予防接種、診断書は控除対象外です。
- ▼収支内訳書の作成

営業・農業・不動産収入がある場合は、あらかじめ収支内 訳書を作成してご持参ください。平成26年度分からすべて の事業者に対して記帳と帳簿の保存が義務づけられています。 収支を集計していない場合は、ご自身で書類を作成していた だいた後に申告相談となります。

▼市で受付できない申告があります

青色申告、消費税、相続税、贈与税の申告、令和4年分以 前の所得税の確定申告は受付できません。また、内容によっ て税務署での申告をご案内する場合があります。

スマホからでも確定申告が可能です 問大館税務署 ☎0186-42-0671

マイナンバーカードとスマートフォンまたはパソコンを ¦

利用してe-TAXで申告書を提出できます。

確定申告期間中はご自宅から24時間ご 利用可能です。

申告書等作成はこちら▶



令和5年分確定申告における「スマホによる申告書作成会場」を開設し ます。会場では、ご自身のスマホで、ご自分で作成していただきます。

会場 大館税務署

期間 2月16日(金)~3月15日(金) 必要です。会場で当日配 ※土日祝除く

入場には「入場整理券」が 布しますが、右記による 事前発行も可能です。▶



\北秋田市民病院から重要なお知らせ/

令和 6年2月26日から **外来受付等の流れ** が変わります!

今回は外来受診の流れ(受付~帰宅)をご紹介します。

② 保険証確認 ① 受付

・再来受付機で受付します。 ・スケジュール票と受付票 が出力されますので、スケ ジュール票はクリアファ

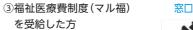
イルに入れ、受付票は精算 までお手元にお持ちくだ



③ 各種検査

以下の場合、保険証確認 窓口に保険証とファイルを ご提示ください。

- ①保険証の変更があった方 ②限度額認定や難病指定、
- 障がい者認定を受けた方 ※「診察」のみの場合は、外来 窓口へお越しください。





ださい。

出ください。

例)検査科→放射線科→外来

・スケジュール票に記載さ

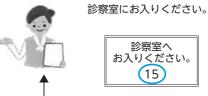
れている検査にお進みく

·各窓口でファイルをご提

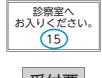
4 診察

▶ 診察室または外来ブロック 外来窓口 ▶ 待合スペース

窓口へファイルを ご提出ください。







受付票記載の「呼出番号」

が表示板に表示されたら、



・診察室で診察を行います。

・予約やお薬の処方がある場合は、 こちらでお渡しします。



があります。

間 北秋田市民病院(医事課) ☎62-7001

注意点

1. 再来受付機の稼働開始

時間の変更について

7時40分→8時

再来受付機で受付できな

かった場合でも、すぐに窓口

※開始時間直後は、混雑が予

想されますので、予約の患

者さんは予約または指定時

間に合わせて来院していた

だくようご協力をお願いし

※混雑した場合には、予約時

間の早い患者さんを優先し

て受付させていただくこと

2. 受付票の番号について

で受付が可能です。

受付票やスケジュール票へ 記載される番号が「受付番号」 から「呼出番号」へ変更となり ます。

診察室へのご案内やお会計 の際は、お名前ではなく「呼出 番号 でお呼びします。

※診察順・受付順の番号では ありません。

⑤ 診察終了

⑥ 会計チェック



集中会計窓口

(結果票)

処方箋



当日精算の方は、会計チェック機にスケジュール票のバーコードを読み 取ってください。結果票が出力されます。 ※あと払いの方は、診察後、会計チェック をせずにお帰りになれます。



60





スケジュール票

自動精算機でお支払いを 自動精算機 お願いします。 (結果票)

集中会計窓□ → 会計が終了したら、 精算をお願いします。



あと払いとは?

診察後、会計や精算をせずに、すぐにお帰りいただけるスマホ診察券の機能の1つです。

来院した際、再来受付機にスマホ診察券(二次元バーコード)で受付し、本日の医療費のお支払いを「あと払い」 選択すると、医療費は登録されたクレジットカードから17時以降に決済されます。(事前登録必要)

広報きたあきた 2024.1